

# 自賠責保険基準料率改定の届出について

---

令和8年4月

# 1. 基準料率改定の前提及び基準料率の算出方法

## (1) 基準料率改定の前提

① 改定の実施日	2026年11月1日
② 収支均衡期間	5年間

## (2) 基準料率の算出方法(注)

	基準料率の算出方法	参考
① 純保険料率	<ul style="list-style-type: none"> <li>水準是正 2025年度料率検証結果に基づく所要水準※1に是正</li> <li>滞留資金の活用 2025年度末の滞留資金見込額(5,215億円)を収支均衡期間で活用</li> </ul>	※1 2025年度料率検証結果における2026契約年度損害率(127.3%)
② 社費	<ul style="list-style-type: none"> <li>水準是正 2025年度料率検証における実績値※2をベースに、収支均衡期間内の収支が均衡するように、収支均衡期間内の各年度の所要額の平均値として算出</li> <li>累計社費収支残の償却 2025年度末の累計社費収支残見込額(▲421億円)を収支均衡期間で償却</li> </ul>	※2 2025年度料率検証結果における2024年度支出社費(2,286億円)
③ 代理店手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>水準是正※3 2024年度における契約1件当りの所要額をベースに、収支均衡期間内の収支が均衡するように、収支均衡期間内の各年度の所要額の平均値として算出</li> </ul>	※3 現行基準料率における代理店手数料(1,735円)
④ 賦課金	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府保障事業に充当する賦課金(純保険料率および社費に対する賦課金の割合)は据置き※4</li> <li>被害者保護増進等事業に充当する賦課金は据置き※5</li> </ul>	※4 賦課金率・賦課金係数 ・純賦課金率 $\frac{5}{10,000}$ ・付加賦課金率 $\frac{2}{1,000}$ 付加賦課金係数 $\frac{K}{K+4}$ (Kは保険期間の1年に対する割合) ※5 車種を3グループに分類したうえで、1台あたりの年間負担額を100円、125円、150円として設定

(注)すべての車種、地域及び保険期間を合計した値である。

## 2. 基準料率の改定率計算(注1)

純 保 険 料 率	水準是正		A. 2026契約年度収入純保険料	4,358億円
			B. 2026契約年度支払保険金	5,546億円
			C. 損害率(B÷A)	127.3%
			D. 水準是正による改定率(C-100.0%)	27.3%
	滞留資金の活用		E. 2025年度末における滞留資金見込	5,215億円
			F. 2026~2030契約年度収入純保険料	21,775億円
			G. 滞留資金の活用による改定率(▲E÷F)	▲24.0%
			H. 純保険料率改定率(D+G)	3.3% <sup>(注3)</sup>
付 加 保 険 料 率	社費	水準是正	I. 水準是正による改定率	9.0%
		累計収支残の償却	J. 2025年度末における累計社費収支残見込の償却による改定率	3.8%
			K. 社費改定率(I+J)	12.9% <sup>(注4)</sup>
		代理店手数料	L. 水準是正による改定率	4.4% <sup>(注5)</sup>
基準料率改定率			M. 合計(H×0.585+K×0.298+L×0.102) <sup>(注2)</sup>	6.2%

(注)1. すべての車種、地域及び保険期間を合計した値である。

2. M欄の算式中の数値は、現行基準料率の構成割合である。  
 (純保険料率:58.5%、社費:29.8%、代理店手数料:10.2%、被害者保護増進等事業に充当する賦課金:1.5%)

3. 2026年11月基準料率改定後の純保険料率の予定損害率は、123.2%( $=\frac{127.3\%}{100.0\%+3.3\%}$ )となる。

## 2. 基準料率の改定率計算

(注) 4. 改定後の契約1件当り社費

改定後の支出社費は、賃金、物価、社会保険等の増減率及び契約台数、支払件数の増減率を勘案して算出

			現行基準料率			改定基準料率		
			営業費	損害調査費	計	営業費	損害調査費	計
支出社費	事業費	人件費	円 2,255	円 1,125	円 3,380	円 2,099	円 1,224	円 3,323
		物件費	944	347	1,291	1,423	397	1,820
	その他の事業費		265	109	374	267	103	370
	支出社費計		3,464	1,581	5,045	3,789	1,724	5,513
累計社費収支残見込 (赤字償却・黒字還元分)			17	▲ 6	11	153	41	194
社費			3,481	1,575	(A) 5,056	3,942	1,765	(B) 5,707
改定率 $\left[ \frac{(B)}{(A)} - 1 \right]$						12.9%		

(注) 5. 改定後の契約1件当り代理店手数料

改定後の代理店手数料は、賃金、物価の増減率を勘案して算出

		現行基準料率	改定基準料率
代理店手数料	人件費	1,360 円	1,175 円
	物件費	375 円	637 円
	代理店手数料計	(A) 1,735 円	(B) 1,812 円
改定率 $\left[ \frac{(B)}{(A)} - 1 \right]$		4.4%	

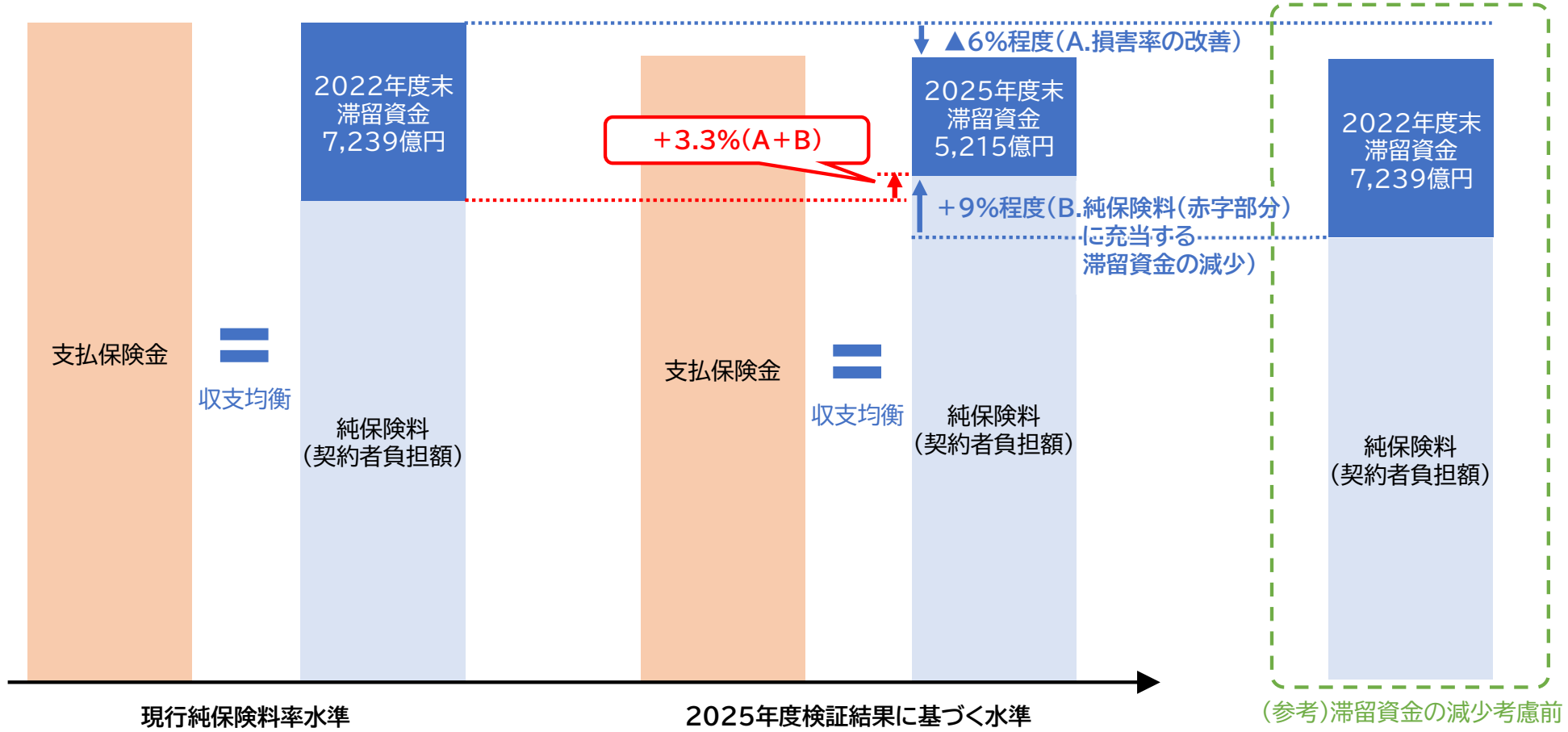
## 2. 基準料率の改定率計算

(参考) 現行純保険料率との比較(損害率の改善と滞留資金の取崩し)

- A. 現行純保険料率(2023年4月改定)は予定損害率を133.5%と設定しているのに対し、2026契約年度の損害率は127.3%となることが見込まれ、これによって、**6%程度(127.3% - 133.5%)の引下げ(下図A)**
- B. 他方、滞留資金は現行純保険料率算出時と比べて2,000億円程度減少(5,215億円 - 7,239億円)しており、純保険料(赤字部分)に充当する滞留資金の減少によって、**9%程度(注)の引上げ(下図B)**

(注) 2,000億円(滞留資金の減少額) ÷ 21,775億円(収支均衡期間5年間の収入純保険料総額見込み) ≒ +9%程度

➔ 現行の純保険料率を**平均3.3%引上げ(下図A+B)**



### 3. 車種別純保険料率改定率(注1)

(単位:%)

車種 <sup>(注2)</sup>	2026契約年度 車種別損害率 A	改定後の 車種別予定損害率 B	車種別純保険料率 改定率 <sup>(注3)</sup> C
営業用乗合自動車	123.3	123.2	0.1
自家用乗合自動車	124.9		1.4
営業用乗用自動車 (個人タクシーを除く)	129.9		5.4
営業用乗用自動車 (個人タクシー)	119.0		▲ 3.4
自家用乗用自動車	126.0		2.3
営業用貨物自動車 (普通貨物2t超を含む)	125.4		1.8
自家用貨物自動車 (普通貨物2t超を除く)	127.1		3.2
軽自動車(検査対象車)	128.2		4.0
小型二輪自動車	134.2		8.9
軽自動車(検査対象外車)	132.9		7.9
原動機付自転車	143.9		16.8
その他	131.1		6.4
合計	127.3	123.2	3.3

(注)1. すべての地域及び保険期間を合計した値である。

2. 保険成績を安定的に把握するためには、データ量を確保する必要があるため、12車種区分に統合して車種別損害率を算出している。

3. 車種別純保険料率改定率(C)欄は、2026契約年度車種別損害率(A)欄を基に、改定後の車種別予定損害率(B)欄が全車種合計の予定損害率と同一(123.2%)となるように算出している。

$$\text{(例) 自家用乗用自動車の改定率 } 2.3\%(C) = \frac{126.0\%(A)}{123.2\%(B)} - 1$$

# 4. 改定基準料率表(12か月契約)

(1) 離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率(注)

(単位:円、%)

車種		現 行 基 準 料 率 A	改 定 基 準 料 率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	31,920	32,780	860	2.7		
	自 家 用	11,530	12,220	690	6.0		
営 業 用 乗 用 自 動 車 A		78,100	83,420	5,320	6.8		
営 業 用 乗 用 自 動 車 B		62,500	66,790	4,290	6.9		
営 業 用 乗 用 自 動 車 C		48,060	51,400	3,340	6.9		
営 業 用 乗 用 自 動 車 D		32,960	32,850	▲ 110	▲ 0.3		
自 家 用 乗 用 自 動 車		11,500	12,250	750	6.5		
普通貨物 自動車及び けん引普通 貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	24,100	25,180	1,080	4.5	
		最大積載量が2トン以下のもの	17,790	18,680	890	5.0	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	18,230	19,130	900	4.9	
		最大積載量が2トン以下のもの	16,900	17,930	1,030	6.1	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	15,830	16,670	840	5.3		
	自 家 用	12,850	13,710	860	6.7		
小 型 二 輪 自 動 車		7,010	7,730	720	10.3		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	11,440	12,300	860	7.5		
	検 査 対 象 外 車	7,100	7,800	700	9.9		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		6,970	7,630	660	9.5		
緊 急 自 動 車		6,350	6,970	620	9.8		
商 品 自 動 車	三 輪 以 上 の 自 動 車 ( 軽 自 動 車 を 除 く )		9,570	10,420	850	8.9	
	小 型 二 輪 自 動 車		6,890	7,550	660	9.6	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,890	7,550	660	9.6	
		検 査 対 象 外 車	6,890	7,540	650	9.4	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		6,580	7,210	630	9.6	
	教 習 用 自 動 車		6,580	7,210	630	9.6	
	そ の 他	三 輪 以 上 の 自 動 車 ( 軽 自 動 車 を 除 く )		12,670	13,770	1,100	8.7
		小 型 二 輪 自 動 車		8,280	9,040	760	9.2
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,280	9,040	760	9.2
			検 査 対 象 外 車	8,280	9,040	760	9.2
被 け ん 引 自 動 車 ( 被 け ん 引 軽 自 動 車 を 除 く )		5,320	5,870	550	10.3		
被 け ん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,320	5,870	550	10.3		
	検 査 対 象 外 車	5,340	5,890	550	10.3		
原 動 機 付 自 転 車	一 般	6,910	7,730	820	11.9		
	特 定 小 型	6,650	7,430	780	11.7		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

# 4. 改定基準料率表(12か月契約)

(2) 離島地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率(注)

(単位:円、%)

車種		現 行 基 準 料 率 A	改 定 基 準 料 率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	12,320	12,940	620	5.0		
	自 家 用	11,530	12,220	690	6.0		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 タ ク シ ー 除 く	15,860	17,090	1,230	7.8		
	個 人 タ ク シ ー	15,860	16,160	300	1.9		
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,450	7,030	580	9.0		
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の	11,810	12,530	720	6.1	
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の	10,380	11,120	740	7.1	
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の	11,810	12,530	720	6.1	
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の	10,380	11,120	740	7.1	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	7,420	8,050	630	8.5		
	自 家 用	7,390	8,010	620	8.4		
小 型 二 輪 自 動 車		5,830	6,420	590	10.1		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,230	6,810	580	9.3		
	検 査 対 象 外 車	5,580	6,140	560	10.0		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,390	5,940	550	10.2		
緊 急 自 動 車		5,410	5,950	540	10.0		
商 品 自 動 車	三 輪 以 上 の 自 動 車 ( 軽 自 動 車 を 除 く )		5,470	6,010	540	9.9	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,450	6,000	550	10.1	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,450	6,000	550	10.1	
		検 査 対 象 外 車	5,470	6,020	550	10.1	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		5,330	5,880	550	10.3	
	教 習 用 自 動 車		5,330	5,880	550	10.3	
	そ の 他	三 輪 以 上 の 自 動 車 ( 軽 自 動 車 を 除 く )		5,950	6,540	590	9.9
		小 型 二 輪 自 動 車		5,370	5,910	540	10.1
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,370	5,910	540	10.1
			検 査 対 象 外 車	5,350	5,900	550	10.3
被 け ん 引 自 動 車 ( 被 け ん 引 軽 自 動 車 を 除 く )		5,320	5,870	550	10.3		
被 け ん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,320	5,870	550	10.3		
	検 査 対 象 外 車	5,340	5,890	550	10.3		
原 動 機 付 自 転 車	一 般	5,410	5,970	560	10.4		
	特 定 小 型	5,400	5,950	550	10.2		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

# 4. 改定基準料率表(12か月契約)

(3) 沖縄県(離島地域を除く。)に適用する基準料率(注)

(単位:円、%)

車種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A×100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	23,470	24,220	750	3.2		
	家用	11,530	12,220	690	6.0		
営業用乗用自動車	個人タクシー除く	44,790	47,920	3,130	7.0		
	個人タクシー	32,960	32,850	▲ 110	▲ 0.3		
家用乗用自動車		7,610	8,220	610	8.0		
普通貨物 自動車及び けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,170	10,880	710	7.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,170	10,880	710	7.0	
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,170	10,880	710	7.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,170	10,880	710	7.0	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	8,220	8,890	670	8.2		
	家用	8,190	8,850	660	8.1		
小型二輪自動車		5,390	5,940	550	10.2		
軽自動車	検査対象車	7,610	8,260	650	8.5		
	検査対象外車	5,420	5,970	550	10.1		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,790	6,360	570	9.8		
緊急自動車		6,300	6,910	610	9.7		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,370	6,990	620	9.7	
	小型二輪自動車		5,390	5,940	550	10.2	
	軽自動車	検査対象車	5,450	6,000	550	10.1	
		検査対象外車	5,420	5,970	550	10.1	
特種用途自動車	霊きゅう自動車		6,090	6,690	600	9.9	
	教習用自動車		6,090	6,690	600	9.9	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,450	8,140	690	9.3
		小型二輪自動車		7,140	7,820	680	9.5
		軽自動車	検査対象車	7,140	7,820	680	9.5
			検査対象外車	7,160	7,840	680	9.5
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,320	5,870	550	10.3		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,320	5,870	550	10.3		
	検査対象外車	5,340	5,890	550	10.3		
原動機付自転車	一般	5,410	5,970	560	10.4		
	特定小型	5,400	5,950	550	10.2		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

# 4. 改定基準料率表(12か月契約)

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率(注)

(単位:円、%)

車種		現 行 基 準 料 率 A	改 定 基 準 料 率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	12,320	12,940	620	5.0		
	自 家 用	11,530	12,220	690	6.0		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 タ ク シ ー 除 く	15,740	16,950	1,210	7.7		
	個 人 タ ク シ ー	15,740	16,030	290	1.8		
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,450	7,030	580	9.0		
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の	9,850	10,510	660	6.7	
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の	9,600	10,320	720	7.5	
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の	9,850	10,510	660	6.7	
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の	9,600	10,320	720	7.5	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	7,400	8,030	630	8.5		
	自 家 用	7,380	8,000	620	8.4		
小 型 二 輪 自 動 車		5,390	5,940	550	10.2		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,660	6,220	560	9.9		
	検 査 対 象 外 車	5,420	5,970	550	10.1		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,390	5,940	550	10.2		
緊 急 自 動 車		5,410	5,950	540	10.0		
商 品 自 動 車	三 輪 以 上 の 自 動 車 ( 軽 自 動 車 を 除 く )		5,470	6,010	540	9.9	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,390	5,940	550	10.2	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,430	5,970	540	9.9	
		検 査 対 象 外 車	5,420	5,970	550	10.1	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		5,330	5,880	550	10.3	
	教 習 用 自 動 車		5,330	5,880	550	10.3	
	そ の 他	三 輪 以 上 の 自 動 車 ( 軽 自 動 車 を 除 く )		5,560	6,110	550	9.9
		小 型 二 輪 自 動 車		5,370	5,910	540	10.1
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,370	5,910	540	10.1
			検 査 対 象 外 車	5,350	5,900	550	10.3
被 け ん 引 自 動 車 ( 被 け ん 引 軽 自 動 車 を 除 く )		5,320	5,870	550	10.3		
被 け ん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,320	5,870	550	10.3		
	検 査 対 象 外 車	5,340	5,890	550	10.3		
原 動 機 付 自 転 車	一 般	5,410	5,970	560	10.4		
	特 定 小 型	5,400	5,950	550	10.2		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

# 5. 保険期間別改定基準料率表(12・24・36か月契約)

離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率(注)

(単位:円、%)

車種		12か月(1年)契約				24か月(2年)契約				36か月(3年)契約				
		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A	現行基準料率 E	改定基準料率 F	改定額 G=F-E	改定率 H=G÷E	現行基準料率 I	改定基準料率 J	改定額 K=J-I	改定率 L=K÷I	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用	31,920	32,780	860	2.7									
	自家用	11,530	12,220	690	6.0									
営業用乗用自動車 A		78,100	83,420	5,320	6.8									
営業用乗用自動車 B		62,500	66,790	4,290	6.9									
営業用乗用自動車 C		48,060	51,400	3,340	6.9									
営業用乗用自動車 D		32,960	32,850	▲ 110	▲ 0.3									
自家用乗用自動車		11,500	12,250	750	6.5	17,650	18,560	910	5.2	23,690	24,690	1,000	4.2	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	24,100	25,180	1,080	4.5	42,610	44,050	1,440	3.4				
		最大積載量が2トン以下のもの	17,790	18,680	890	5.0	30,110	31,240	1,130	3.8				
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	18,230	19,130	900	4.9	30,980	32,130	1,150	3.7				
		最大積載量が2トン以下のもの	16,900	17,930	1,030	6.1	28,370	29,750	1,380	4.9				
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用	15,830	16,670	840	5.3	26,240	27,270	1,030	3.9					
	自家用	12,850	13,710	860	6.7	20,340	21,430	1,090	5.4					
小型二輪自動車		7,010	7,730	720	10.3	8,760	9,640	880	10.0	10,490	11,510	1,020	9.7	
軽自動車	検査対象車	11,440	12,300	860	7.5	17,540	18,660	1,120	6.4	23,520	24,830	1,310	5.6	
	検査対象外車	7,100	7,800	700	9.9	8,920	9,780	860	9.6	10,710	11,700	990	9.2	

(注) 保険期間が1年を超える契約の純保険料率及び損害調査費は、長期契約予定利息を年3.0%の利率で割り引いている。

# 5. 保険期間別改定基準料率表(12・24・36か月契約)

離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率(注)

(単位:円、%)

車種		12か月(1年)契約				24か月(2年)契約				36か月(3年)契約				
		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A	現行基準料率 E	改定基準料率 F	改定額 G=F-E	改定率 H=G÷E	現行基準料率 I	改定基準料率 J	改定額 K=J-I	改定率 L=K÷I	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		6,970	7,630	660	9.5	8,700	9,460	760	8.7					
緊急自動車		6,350	6,970	620	9.8	7,470	8,150	680	9.1	8,570	9,310	740	8.6	
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	9,570	10,420	850	8.9	13,850	14,960	1,110	8.0	18,040	19,370	1,330	7.4	
	小型二輪自動車	6,890	7,550	660	9.6	8,530	9,290	760	8.9	10,140	10,980	840	8.3	
	軽自動車	検査対象車	6,890	7,550	660	9.6	8,530	9,290	760	8.9	10,140	10,980	840	8.3
		検査対象外車	6,890	7,540	650	9.4	8,510	9,260	750	8.8	10,100	10,930	830	8.2
特種用途自動車	霊きゅう自動車	6,580	7,210	630	9.6	7,930	8,620	690	8.7					
	教習用自動車	6,580	7,210	630	9.6	7,930	8,620	690	8.7					
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	12,670	13,770	1,100	8.7	19,980	21,550	1,570	7.9				
		小型二輪自動車	8,280	9,040	760	9.2	11,290	12,230	940	8.3	14,230	15,340	1,110	7.8
	その他	軽自動車	検査対象車	8,280	9,040	760	9.2	11,290	12,230	940	8.3			
		検査対象外車	8,280	9,040	760	9.2	11,270	12,210	940	8.3	14,200	15,290	1,090	7.7
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,320	5,870	550	10.3	5,430	5,970	540	9.9					
被けん引軽自動車	検査対象車	5,320	5,870	550	10.3	5,430	5,970	540	9.9					
	検査対象外車	5,340	5,890	550	10.3	5,450	5,990	540	9.9	5,560	6,100	540	9.7	
原動機付自転車	一般	6,910	7,730	820	11.9	8,560	9,630	1,070	12.5	10,170	11,480	1,310	12.9	
	特定小型	6,650	7,430	780	11.7	8,040	9,040	1,000	12.4	9,400	10,610	1,210	12.9	

(注) 保険期間が1年を超える契約の純保険料率及び損害調査費は、長期契約予定利息を年3.0%の利率で割り引いている。